

資料 2－1

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 5 月 29 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和 6 年 3 月 15 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 2-1 別紙

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 5 月 29 日

東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (30) 略

(31) 名称：国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業

内容：外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第 17 条の特例等に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 2 に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業)

以下に掲げる診療所において、医療分野の国際交流の進展に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師等に対して臨床修練を実施する。

- ① FMF 胎児クリニック東京ベイ幕張（千葉県千葉市）【令和 6 年 9 月に実施予定】

以下 略

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(30) 略 (31) 名称：国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業 <u>内容：外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条の特例等に関する法律の特例</u> <u>(国家戦略特別区域法第24条の2に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業)</u> <u>以下に掲げる診療所において、医療分野の国際交流の進展に寄与することを旨とし、医療研修を目的として来日した外国医師等に対して臨床修練を実施する。</u> ① <u>FMF胎児クリニック東京ベイ幕張（千葉県千葉市）【令和6年9月に実施予定】</u> 以下 略	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(30) 略 [加える。] 以下 略